

□ 本庄市要保護児童対策地域協議会検証委員会設置規程

(趣旨)

第1条 令和4年1月に本市において発生した児童死亡事例（以下「本事例」という。）について、保護者及び児童への支援のあり方を検証し、再発防止に向けた方策等を検討することを目的として、本庄市要保護児童対策地域協議会（以下「市要对協」という。）において検証委員会を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検証委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本事例における保護者及び児童への支援のあり方等の検証
- (2) 本事例の検証を踏まえ、児童虐待の再発防止に向けた対応方策の検討及び提言
- (3) その他前条の目的の達成に必要なこと。

(組織)

第3条 検証委員会は次に掲げる者で構成する。

- (1) 市要对協関係機関から選出された者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 検証委員会の委員は、その互選により会議を進行する委員長を定めるものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検証委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は、資料の提出を求めることができる。

(非公開)

第5条 検証委員会は、個人情報保護の必要上、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 検証委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規定は、令和4年5月27日から施行する。